

# 公益社団法人足立法人会 青年部会規約

## 第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 本部会は、公益社団法人足立法人会青年部会（以下「青年部会」という。）と称する。

(事務所)

第 2 条 青年部会の事務所は、東京都足立区千住中居町25番7号公益社団法人足立法人会事務局内に置く。

## 第 2 章 目的及び事業

(目 的)

第 3 条 青年部会は、公益社団法人足立法人会（以下「本会」という。）の定款に準じ、本会会員相互の親睦と企業経営の発展を図り、あわせて本会の事業活動に積極的に参加し、支援・協力することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 青年部会は、前条の目的を達成するために次に挙げる事業を行う。

- (1) 研修会、視察見学会、講習会、講演会、懇談会、懇親会等
- (2) 地域行事への協力協賛、友誼団体との協調連携
- (3) その他前条の目的を達成するために必要な事業

## 第 3 章 会 員

(会員の資格及び定年)

第 5 条 青年部会員（以下「部会員」という。）の資格及び定年は、次のとおりとする。

- (1) 部会員は、本会の会員で、経営参画者及び幹部社員、将来経営に参画する予定のある者で、青年部会の趣旨に賛同する者とする。
- (2) 部会員になることを希望する者は、入会申込書を本会事務局に提出し、必要な手続きを経て、役員会及び定例会での承認を得なければならない。
- (3) 部会員は、年度末の時点で年齢55歳未満の者とする。但し、法人会受託保険会社や金融機関等の所属組織の役職に準じて青年部会へ入部している部会員についてはこの限りでない。

(4) 新年度以降 55歳に到達した部会員は、その年度末において定年とし、青年部会を退部するものとする。

(届出)

第6条 部会員は、会社の住所、連絡先及び役職などに変更があった場合、その旨を本会事務局に、速やかに届け出なければならない。

(会費)

第7条 会費は、別に定めるところによる。

- 2 会費は、毎年所定の期日までに、納入しなければならない。
- 3 新入部会員については、入部初年度の会費を全額免除する。
- 4 相談役（青年部会OB）については、会費を全額免除する。

(退部)

第8条 部会員は、あらかじめ部会長に申し出て、その後本会事務局に必要な手続きを経て、定例会の承認を以て、青年部会を退部することが出来る。

2 部会員は、次の事由によって退部する。

- (1) 部会員たる資格の喪失
- (2) 死亡
- (3) 除名

(除名)

第9条 青年部会において、次の事項に該当する部会員を、役員会で満場一致し、かつ定例会で出席部会員の3分の2以上の賛成議決によって除名することが出来る。

- (1) 年度末までに会費の納入その他部会員たる義務を怠った者
- (2) 本会及び青年部会の体面を傷つけ、またはその目的遂行に反する行為が確認された者
- (3) その他除名すべき正当な事由がある者

## 第4章 役員

(役員の種類)

第10条 青年部会には、次の役員を置く。

- |          |             |
|----------|-------------|
| (1) 部会長  | 1名          |
| (2) 副部会長 | 7名以内        |
| (3) 幹事   | 各事業につき 1名以上 |

- 2 部会長が必要と認めた時に、部会長に選出された経験のある部会員に限り、1名を顧問として任命することが出来る。
- 3 部会長が必要と認めた時に、部会長及び副部会長の3分の2以上の賛成議決が得られた場合に限り、青年部会を定年で退部している本会会員（青年部会OB）から若干名を相談役として任命することが出来る。

（役員の選任）

第11条 役員は、原則として年度末の時点で年齢50歳未満の部会員の中から選出し、青年部会定例会の出席者過半数の賛成を以て決める。但し、部会長及び副部会長の3分の2以上の賛成議決が得られた場合に限り、年齢50歳に到達した部会員においても役員として選出することが出来る。

- 2 部会長は、青年部会役員会において選出し、青年部会定例会の出席者過半数の賛成を以て決める。その後、部会員の中から副部会長及び幹事を選任する。

（役員の職務）

第12条 部会長は、青年部会を代表し、会務を総理する。

- 2 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故及びやむを得ない事情があるときは、役員会にて協議のうえ、その中の代表者が部会長代理としてその職務を代行する。
- 3 役員は、定例会の決議に従い、青年部会の運営を協議執行する。
- 4 部会長に選出された経験のある部会員は、部会長の補佐と、青年部会と本会との連携の補佐を目的に、顧問に就任する。

（役員の任期）

第13条 役員の任期は、1期2年とし、当該年度本会通常総会より就任し、翌々年度の通常総会終了までとする。但し、再任を妨げない。

- 2 役員は、任期途中に55歳を迎えるても、任期を全うしてから定年とし、退部を迎えるものとする。
- 3 相談役は、任期中は部会員と同じ資格を有し、活動するものとする。
- 4 役員及び顧問、相談役に欠員が生じた時は、補充の要否について役員会で協議する。

## 第 5 章 会 議

### (会 議)

第 14 条 会議は、部会長が招集する。

- 2 会議の種類は、次のとおりとする。
  - (1) 役員会（正副部会長会議）
  - (2) 定例会（部会員全体会議）
  - (3) 年次大会（年度活動報告会）
  - (4) その他臨時の会議

### (報告会の開催)

第 15 条 年度活動報告会は、毎年事業年度終了後 2 ヶ月以内に、定例会または年次大会として開催する。

### (議決の方法)

第 16 条 議決を必要とする議事は、出席部会員の過半数でこれを決し、可否同数の時は議長の決するところによる。

### (会議の議長)

第 17 条 議決を必要とする会議及び案件事項の議長は、部会長を以てこれにあたる。但し、定例会や年次大会等の議事進行はこれにあたらないものとする。

## 第 6 章 事業年度

### (事業年度)

第 18 条 青年部会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

## 第 7 章 補 則

### (細 則)

第 19 条 本規約に定めない事項については、定款の規定を準用する。

### 附 則

本規約は、昭和 55 年 10 月 7 日より施行する。

### 附 則

本規約は、昭和 58 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

本規約は、昭和61年4月1日より施行する。

附 則

本規約は、昭和63年4月1日より施行する。

附 則

本規約は、平成12年5月12日より施行する。

附 則

本規約は、平成24年4月1日より施行する。

附 則

本規約は、平成26年4月1日より施行する。

附 則

本規約は、令和3年4月1日より施行する。

附 則

本規約は、令和4年12月1日より施行する。